



環境省報道発表

令和8年10月28日（水）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （疑い事例、宮城県栗原市）

<宮城県同時発表>

1. 宮城県栗原市において、令和8年10月27日（火）に、マガンの死亡野鳥1羽が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで1例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、回収地点の周辺10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：佐々木真二郎
室長補佐：千葉 康人
係 長：白出 晶太郎
担 当：田中 菜々美

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	10/27	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	10/27	陽性	-	検査中	10/27

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所内にある専門検査会社で実施予定です。最短で令和8年10月29日（木）に病原性が判明する可能性があります。検体の状態によっては判明するまで数日以上かかる可能性があります。

■ 留意事項

- （１） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- （２） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、シーズン初確認、大量死の発生など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html